# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

塩竈市は、予防接種関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

塩竈市長

#### 公表日

令和7年2月14日

[令和6年10月 様式2]

#### I 関連情報

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施、その他必要な措置を講ずることにより、市民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。 ①定期予防接種の個別・集団接種実施に関する事務 ②予防接種医療費給付の支給に関する事務 ③予防接種の実費徴収に関する事務 ④予防接種実施の記録に関する事務 ⑥予防接種実施の記録に関する事務
③システムの名称	健康管理システム、健康管理システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル:	名
住民基本台帳ファイル(健康管	理システムファイル)
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 ・別表の14の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシ	・ステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> (選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	健康づくり課 / 子ども未来課
②所属長の役職名	健康づくり課長 / 子ども未来課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	政策課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-355-5284
8. 特定個人情報ファイル(	の取扱いに関する問合せ
連絡先	健康づくり課 宮城県塩竈市北浜四丁目8番13号 電話 022-364-4786 子ども未来課 宮城県塩竈市本町1番1号 壱番館1階 電話 022-354-1225
9. 規則第9条第2項の適	用 [ ]適用した
適用した理由	

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]		₹満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	6年12月31日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[	500人未満	]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
	いつ時点の計数か	令和	6年12月31日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

## Ⅲ しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	<b>も機関については、それぞれ</b> 重	[点項目評価]	書又は全項目評価書において、リスク:	対策の詳細が記載		
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシステ	ムを通じた	入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱いの委託		[	]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワーク	フシステムを通	配た提供を除く。) [	]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 特に力を入れている	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業	8. 人手を介在させる作業 [ ]人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までの間に人為的ミスが発生するリスクへの対策をしている。 ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、事前にパスワードによる 保護を行い、パスワードは別途提供している。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは,施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれないか,ダブルチェックを行う。					

9. 監	査					
実施の	D有無	[〇] 自己点検	[0]	内部監査	[  ] 外部監査	
10. 亿	<b>従業者に対する教育・</b>	啓発				
従業者	音に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. ‡	<b>長も優先度が高いと考</b>	えられる対策		[ ]全	項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優る対策	・ 先度が高いと考えられ	<ul><li>3) 権限のない者によって</li><li>4) 委託先における不正な</li><li>5) 不正な提供・移転が行</li><li>6) 情報提供ネットワーク</li></ul>	れるリスク・事務に使います。 不正に使います ではまる リンステム とく システム・・ 滅失・ 関	要のない情報 用されるリスク リスクへの対策 マクへの対策 通じて目的外 通じて不正な	策 委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) の入手が行われるリスクへの対策 提供が行われるリスクへの対策	
当該対	対策は十分か【再掲】	[ 十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
	判断の根拠	対策に係る研修」を実施してい	vる。 講者等が研 完了する。	研修内容伝達?	ご)に対し、、「個人情報保護管理及びセキュリテ を行う研修に参加する・研修動画を閲覧し最後に 「十分である」と考えられる。	

#### 変更箇所

変更箇	_	*********	<b>大王华《智禁</b>	48 H nt 94 40	to that the lot 7 Sking
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I -5②所属長 I -4②法令上の根拠	健康推進課長 相澤和広 (別表第二における情報提供の根拠) ・提供なし (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の17,18,19の項 ・別表第二の17,78,79の第13条	健康推進課長 草野弘一 (別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の16の2の項 ・別表第二省令第7号の12条の2 (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の16の2,17,18,19の項 ・別表第二省令第7号の12条の2,13条,13条の 2	事後事後	
平成29年8月4日	Ⅱ-1. いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年4月30日 時点	事後	
平成29年8月4日	Ⅱ-2. いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年4月30日 時点	事後	
平成30年7月31日	I-4②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の16の2の項 ・別表第二省令第7号の12条の2 (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の16の2,17,18,19の項 ・別表第二省令第7号の12条の2,13条,13条の 2	(別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の16の2の項 ・別表第二省令第7号の12条の2 (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の16の2,17,18,19の項 ・別表第二省令第7号の12条の2,12条の3,13 条,13条の2	事後	
平成30年7月31日	I-5②所属長の役職名	健康推進課長 草野弘一	健康推進課長	事後	
平成30年7月31日	Ⅱ-1. いつの時点の計数か	平成29年4月30日 時点	平成30年4月30日 時点	事後	
平成30年7月31日	Ⅱ-2. いつの時点の計数か	平成29年4月30日 時点	平成30年4月30日 時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ-1. いつの時点の計数か	平成30年4月30日 時点	平成31年4月30日 時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ-2. いつの時点の計数か	平成30年4月30日 時点	平成31年4月30日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV-1 提出する特定個人情報 保護評価書の種類	なし	基礎項目評価書	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-2 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く)	なし	特に力を入れている	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-3 特定個人情報の利用 目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	なし	特に力を入れている	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-3 特定個人情報の利用 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって 不正に使用されるリスクへの 対策は十分か	なし	特に力を入れている	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-4 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 IV-5 特定個人情報の提供・	なし	特に力を入れている	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	移転(委託や情報提供ネット ワークシステムを通じた提供 を除く)	なし	[〇]提供・移転しない	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-6 情報提供ネットワークシ ステムとの接続	なし	特に力を入れている(入手・提供)	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-7 特定個人情報の保管・ 消去	なし	十分である	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日		なし	[O]自己点検	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-9 従業者に対する教育・ 啓発	なし	特に力を入れて行っている	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和2年5月18日	Ⅱ-1. いつの時点の計数か	平成31年4月30日時点	令和2年4月30日時点	事後	
令和2年5月18日	Ⅱ-2. いつの時点の計数か	平成31年4月30日時点	令和2年4月30日時点	事後	
令和3年7月15日	I-1 ②事務の概要	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん遅を 予防するために公衆衛生の見地から予防接種 の実施、その他必要な措置を請することにより、市民の健康の保持に寄与するとともに、予 防接種による健康被害の迅速な救済を図るこ意 を目的とし、定期及び市長が必要と認める任意 の予防接種を行い、経済的理由のあるものを 除き、予防接種を受けたるなどから費用を徴収 する。また、定期の予防接種等を受けたことに より疾病にかかり、障害の状態となり、又は死 亡人場合に、健康被害救済の給付を行うこと とされており、給付の手続を行うこと	①定期予防接種の個別・集団接種実施に関する事務 ②予防接種医療費給付の支給に関する事務	事後	
令和3年7月15日	Ⅰ-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 ・別表第一の10の項 ・別表第一省令第5号の第10条	番号法第9条第1項 ・別表第一の10の項 ・別表第一主務省令の第10条	事後	
令和3年7月15日	Ⅰ-4 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の16の2の項 ・別表第二省令第7号の12条の2 (別表第二省令第7号の12条の (別表第二16かる情報照会の根拠) ・別表第二の16の2,17,18,19の項 ・別表第二省令第7号の12条の2,13条,13条の 2	○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の16の2,16の3の項 ・別表第二主務省令の第12条の2第2号,第12 条の2の2	事前	令和3年5月19日に公布された、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)第55条及び第56条において、番号法の改正が規定され、第19条(特定個人情報の提供の制限)の規定につい
令和3年7月15日	I-5. 評価実施期間における 担当部署 ①部署	健康推進課	健康推進課 / 子育て支援課	事後	組織改編に伴う追加
令和3年7月15日	I-5. 評価実施期間における 担当部署 ②所属長の役職名	健康推進課長	健康推進課長 / 健康福祉部次長兼子育て 支援課長	事後	組織改編に伴う追加
令和3年7月15日	I-7特定個人情報の開示・訂 正・利用停止	政策課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022- 355-5728	総務課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022- 355-5007	事後	
令和3年7月15日	I-8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	健康推進課 宮城県塩竈市北浜四丁目8番13 号 電話 022-364-4786	健康推進課 宮城県塩竈市北浜四丁目8番13 号 電話 022-364-4786 子育て支援課 宮城県塩竈市本町1番1号 壱 番館1階 電話 022-354-1225	事後	組織改編に伴う追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月15日	Ⅱ-1. いつの時点の計数か	令和2年4月30日 時点	令和3年4月30日 時点	事後	
令和3年7月15日	Ⅱ-2. いつの時点の計数か	令和2年4月30日 時点	令和3年4月30日 時点	事後	
令和3年8月5日	Ⅰ-1 ②事務の概要	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を 予防するために公衆衛生の見地から予防接種 の実施、その他必要な措置を講ずることにより、市民の健康の保持に寄与するとともに、予 防接種による健康被害の迅速な救済を図る。 ①定期予防接種の個別・集団接種実施に関する事務 ②予防接種医療費給付の支給に関する事務 ③予防接種の実費徴収に関する事務 《多予防接種実施の記録に関する事務 ⑤予防接種の実出に関する事務 ⑤予防接種の実出に関する事務	伝葉のおそれかめの狭柄の発生及びまん。 を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施、その他必要な措置を請することにより、市民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。 ①定期予防接種の個別・集団接種実施に関する事務 ②予防接種医療費給付の支給に関する事務 ③予防接種医療費給付の支給に関する事務 ④予防接種の実費徴収に関する事務 ⑤予防接種の実費徴収に関する事務 ⑤予防接種の正しい知識と予防啓発及び接種 動要 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種 対象者及び発行した接種形の全数を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録の原会・提供を 行う。 ・予防接種の実施後に接種記録の原会・提供を 行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に 基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種	事後	7/26付け内閣官房副長官補 室からの情報提供により追記
令和3年8月5日	I-1 ③システムの名称	健康管理システム、団体内統合管理番号連携サーバー、中間サーバー	健康管理システム、団体内統合管理番号連携 サーバー、中間サーバー、ワクチン接種記録シ ステム(VRS)	事後	7/26付け内閣官房副長官補 室からの情報提供により追記
令和3年8月5日	Ⅰ-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 ・別表第一の10の項 ・別表第一主務省令の第10条	番号法第9条第1項 ・別表第一の10の項 ・別表第一の10の項 ・別表第一主務省令の第10条 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事前	室からの情報提供により追記 令和3年5月19日に公布された、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)第55条及び第56条において、第19条(特定個人でついて、第3号の次に新たに15第4号以降に号ズレが生じたため。但し、施行日は令和3年9日1日上世去
令和5年3月20日	I 一①部署	健康推進課/子育て支援課	健康づくり課/子ども未来課	事後	組織改編に伴う名称変更
令和5年3月20日	I −5②所属長の役職名	健康推進課長/健康福祉部次長兼子育て支援 課長	健康づくり課長/子ども未来課長	事後	組織改編に伴う名称変更
令和5年3月20日	I-7特定個人情報の開示・訂 正・利用停止	総務課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022- 355-5007	政策課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022- 355-5284	事後	
令和5年3月20日	I-8. 特定個人情報ファイル の取り扱いに関する問い合わせ	健康推進課 宮城県塩竈市北浜四丁目8番13号 電話 022-364-4786子育で支援課 宮城県塩竈市本町1番1号 壱番館1階 電話 022-354-1225	健康づくり課 宮城県塩竈市北浜四丁目8番13 号 電話 022-364-4786 子ども未来課 宮城県塩竈市本町1番1号 壱 番館1階 電話 022-354-1225	事後	組織改編に伴う名称変更
令和5年3月20日	Ⅱ-1. いつの時点の計数か	令和3年4月30日 時点	令和4年4月30日 時点	事後	
令和5年3月20日	Ⅱ-2. いつの時点の計数か	令和3年4月30日 時点	令和4年4月30日 時点	事後	
令和5年3月20日	I-1③システムの名称	健康管理システム、団体内統合管理番号連携サーバー、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	健康管理システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和5年7月19日	Ⅱ-1. いつの時点の計数か	令和4年4月30日 時点	令和5年4月30日 時点	事後	
令和5年7月19日	Ⅱ-2. いつの時点の計数か	令和4年4月30日 時点	令和5年4月30日 時点	事後	
令和6年7月5日	I-1 ②事務の概要	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延 を予防するために公衆衛生の見地から予防接 種の実施、その他必要な措置を請することにより、市民の健康の保持に寄与するとともに、予 防接種による健康被害の迅速な救済を図る。 ①定期予防接種の個別・集団接種実施に関す る事務 ②予防接種医療費給付の支給に関する事務 ③予防接種の実費徴収に関する事務	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を 予防するために公衆衛生の見地から予防接種 の実施、その他必要な措置を講ずることによ り、市民の健康の保持に寄与するとともに、予 防接種による健康被害の迅速な救済を図る。 ①定期予防接種の個別・集団接種実施に関す る事務 ②予防接種医療費給付の支給に関する事務 ③予防接種の実費物収に関する事務	事後	令和5年 11 月 22 日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡より、特例臨時接種としての取扱いを令和5年度末で終了のため
令和6年7月5日	I-1③システムの名称	健康管理システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	健康管理システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー	事後	野和3年 II 月 22 ロ序エカ 働省健康・生活衛生局感染症 対策部予防接種課事務連絡 上以 特例臨時接種としての
令和6年7月5日	Ⅰ-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 ・別表第一の10の項 ・別表第一之第4令の第10条 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種配録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	番号法第9条第1項 ・別表の14の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	令和6年5月27日付で番号法 の一部が改正されたため
令和6年7月5日	Ⅰ-3 法令上の根拠	○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の16の2,16の3の項 ・別表第二主務省令の第12条の2第2号,第12 条の2の2 (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の16の2,17,18,19の項 ・別表第二之務省令の第12条の2,第12条の3, 第13条第13条の2	○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)	事後	令和6年5月27日付で番号法 の一部が改正されたため
	<u></u>				
令和6年7月5日	Ⅱ-1. いつの時点の計数か	令和5年4月30日 時点	令和6年4月30日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月31日	Ⅱ-1. いつの時点の計数か	令和6年4月30日 時点	令和6年12月31日 時点	事後	
令和6年12月31日	Ⅱ-2. いつの時点の計数か	令和6年4月30日 時点	令和6年12月31日 時点	事後	
令和6年12月31日	I-1③システムの名称	健康管理システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー	健康管理システム(ガバメントクラウド上の標準 準拠システム)、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー	事後	自治体情報システムの標準 化・共通化により、特定個人 情報の配置先が変更となるた
令和6年12月31日	Ⅳ-8 人手を介在させる作業	なし	特定個へ情報の人手から床官「廃棄までの同 に人為的ミスが発生するリスクへの対策をして いる。 ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使 用する場合を含む。)は、事前にパスワードによ る保護を行い、パスワードは別途提供してい る。。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施 錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄事類に特定個人情報が会主れないか。ダ	事前	様式変更に伴う項目の追加
令和6年12月31日	IV-11 最も優先度が高いと 思われる対策	なし	・廃産書類に特定個人情報が含まれないか、ダンカ東は十分である。 ・担当課において全職員(正職員及び正職員以外も含む)に対し、「個人情報保護管理及びセキュリティ対策に係る研修」を実施している。直接研修を受講する・研修動画を閲覧し最後にオンラインテストを実施して受講完了する。 毎年職員全員へ実施しているため、リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	様式変更に伴う項目の追加